

第3回「子どもと家族を応援する日本」 重点戦略検討会議「働き方の改革分科会」	資料2-3
平成19年4月27日	

厚生労働省におけるワーク・ライフ・バランス 関連施策について

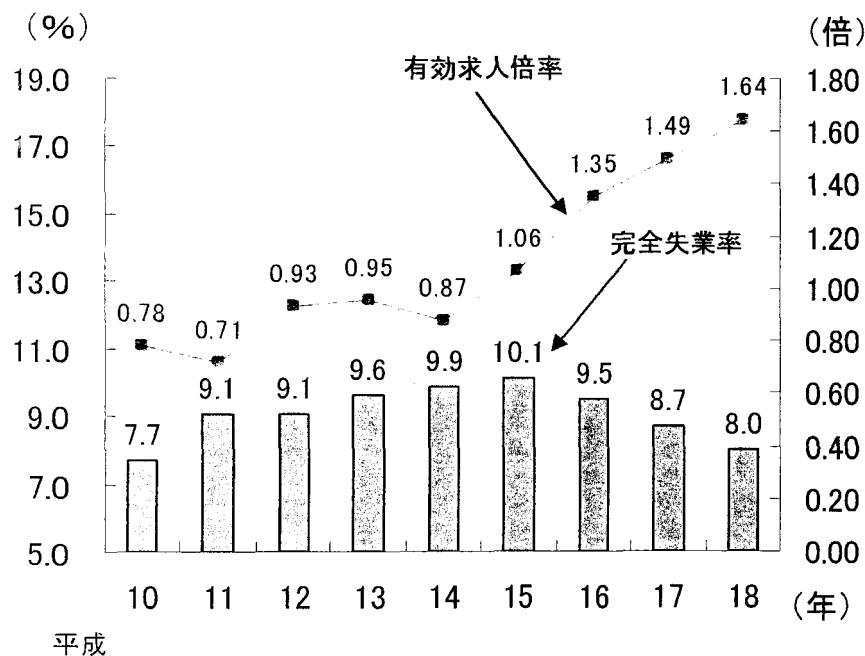
(厚生労働省資料)

平成19年4月27日

○ 改善が進む若者の雇用情勢

- 完全失業率は、平成18年平均で8.0%と、平成10年以来8年ぶりの水準まで低下(3年連続の低下) (平成19年2月は8.7%)
- 有効求人倍率は、平成18年平均で1.64倍と、平成3年(1.99倍)以来15年ぶりの水準まで上昇(4年連続の上昇) (平成19年2月は1.22倍(1.75倍)※注)

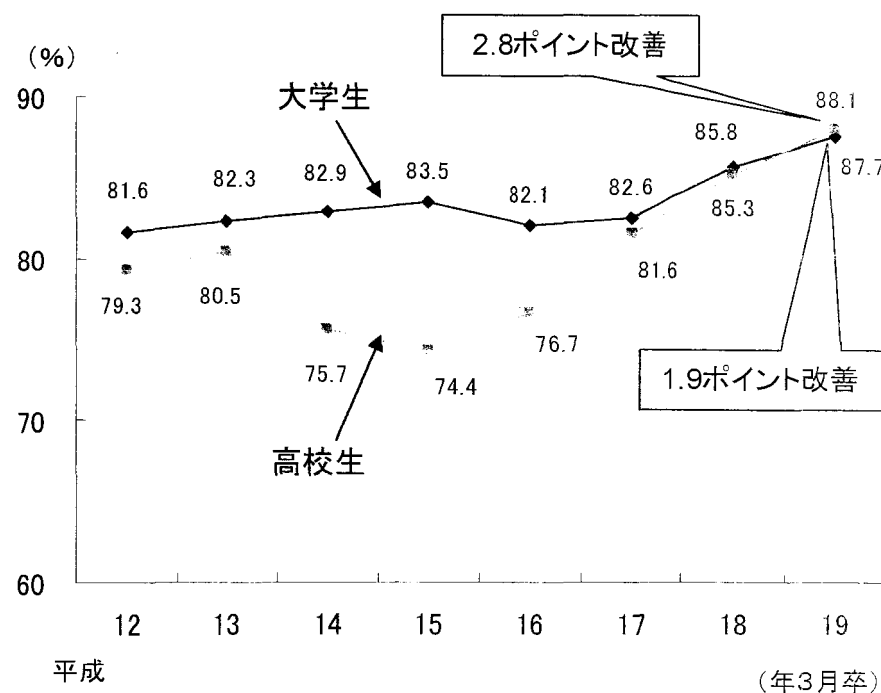
完全失業率・有効求人倍率(15~24歳)の推移



(資料出所) 総務省統計局「労働力調査」厚生労働省「職業安定業務統計」
 ※注: 年齢階級別の有効求人倍率については、平成18年7月の数値より算出方式が変更されており、()内の数値は従前の算出方式による数値である。

○ 高校生、大学生の就職内定率は、大きく改善

大学・高校生の就職内定率の推移



(資料出所) 大学等卒業予定者就職内定状況等調査
 (厚生労働省・文部科学省共同によるサンプル調査)
 厚生労働省「職業安定業務統計」

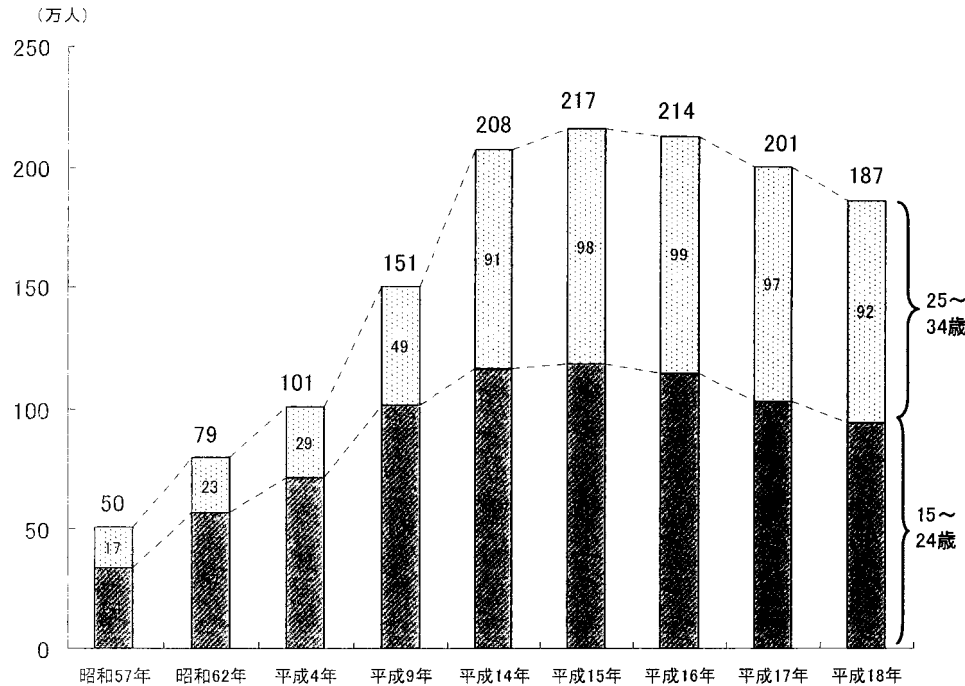
(注) 大学生については、2月1日現在
 高校生については、1月末現在

○フリーター・ニートの推移

○ いわゆる「フリーター」の数は、平成18年では187万人と、3年連続で減少し、25歳以上の年長フリーターについては小幅ながらも減少している。

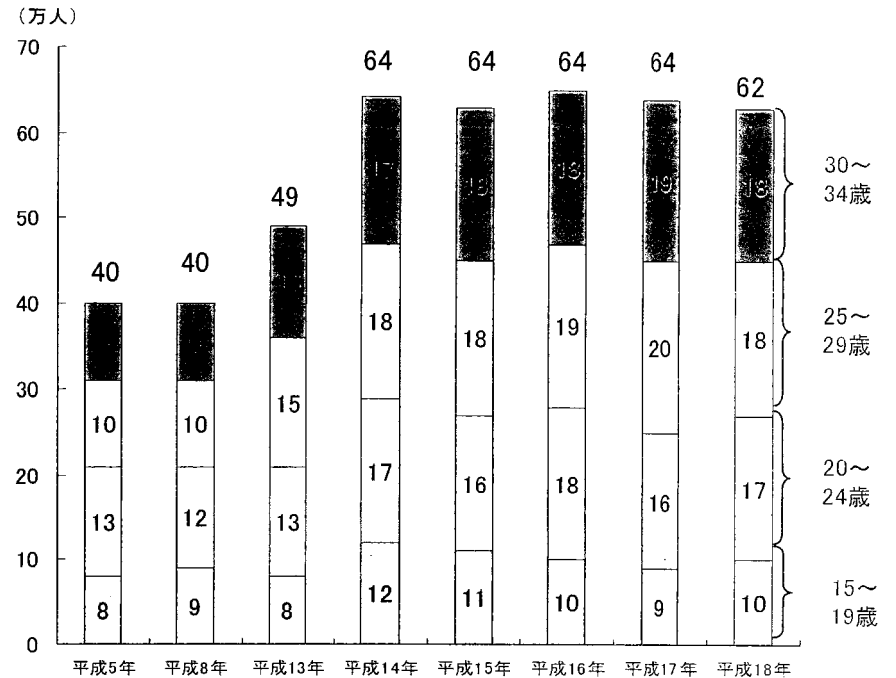
○ いわゆる「ニート」の数は、平成13年の49万人から64万人に増加し高止まりしていたが、平成18年には減少し、62万人となっている。

フリーターの数の推移



(資料出所) 総務省統計局「就業構造基本調査」労働省政策調査部で特別集計(～平成9年)、総務省統計局「労働力調査詳細集計」(平成14年～)

ニートの数の推移



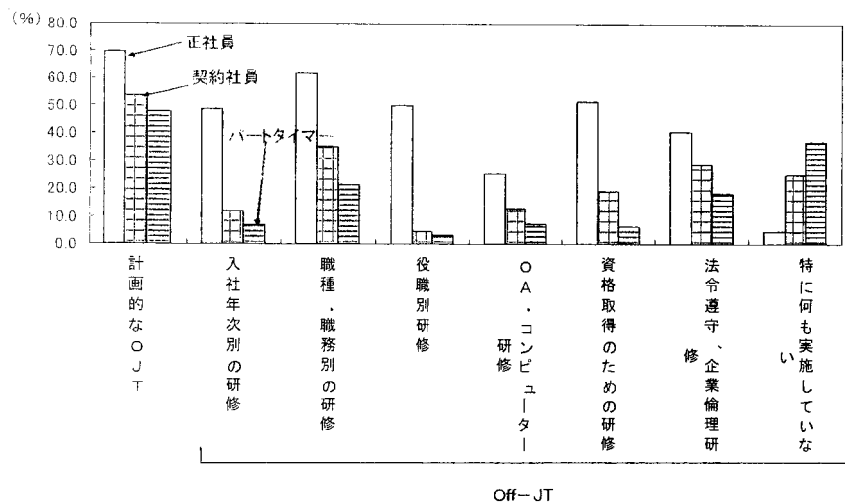
(資料出所) 総務省統計局「労働力調査」

非正規雇用増加の社会的影響

非正規雇用増加の社会的影響として、①社会全体としての人的資本の蓄積の弱化、②少子化(晩婚化・非婚化)の加速が懸念。

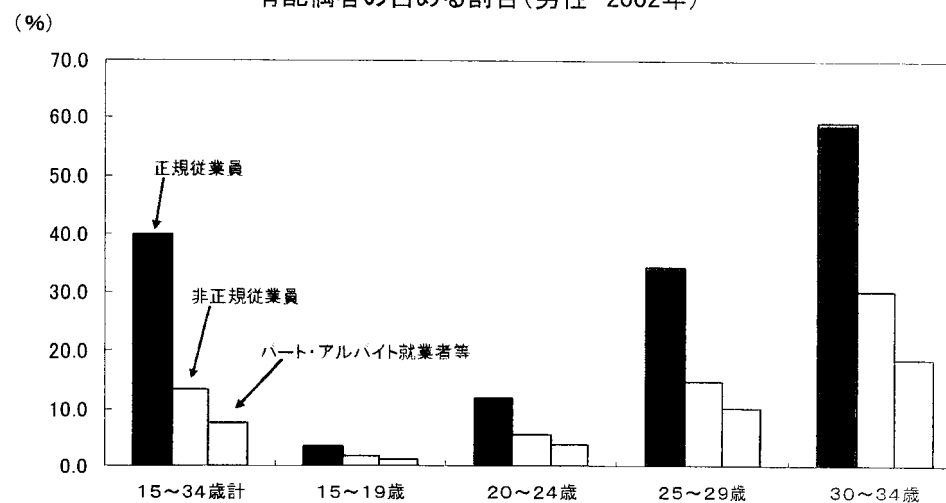
- ① 正規雇用者と非正規雇用者との間では、職業能力開発機会に格差がある。
- ② 非正規雇用では正規雇用に比べ有配偶率も低い(若年男性)。

教育訓練の実施状況



(資料出所) 労働政策研究・研修機構「多様化する就業形態の下での人事戦略と労働者の意識に関する調査」(平成18年7月)のデータを基に労働政策担当参事官室にて仮集計。

有配偶者の占める割合(男性 2002年)



(資料出所) 総務省統計局「就業構造基本調査」を労働政策担当参事官室にて特別集計。
 (注) 在学者を除く。
 (注) 「パート・アルバイト就業者等」とは、パート・アルバイト就業者と、無業者のうちパート・アルバイトでの就業を希望する者の合計。

フリーター25万人常用雇用化プラン（平成18年4月開始）

⇒ 既に約25.2万人（※）の常用雇用を実現（18年12月末現在（速報値））
（うちハローワークによる就職者数 21.4万人（85%））

○ジョブカフェ等による常用就職支援

就職者数 約3.9万人

適性判断、カウンセリング、職業紹介等就職関連サービスを若年者にワンストップで提供するためのセンター（通称：ジョブカフェ）における支援。〔46都道府県95カ所設置（平成18年10月現在）〕

○トライアル雇用による就職支援

就職者数 約2.3万人（常用雇用移行率 79.4%）

企業における3ヶ月間の試行雇用を通じ、常用雇用への移行を促進する制度。

○日本版デュアルシステム等実践的な能力開発の実施

就職者数 約1千人（*）

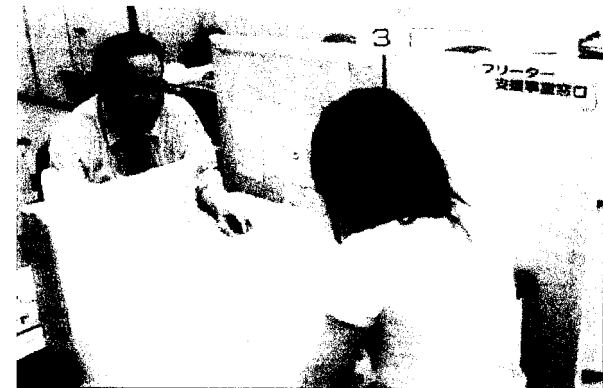
企業実習と訓練機関の座学を連結させた教育訓練プログラム。

* 訓練を経るため年度終盤で実績が増える傾向。昨年度実績は約2.3万人であり、本年度も最終的には同程度となる見込み。

○ハローワークによるフリーター常用就職支援事業

就職者数 約18.7万人（※）

フリーター向けの窓口を設け、常用就職に向けたセミナーや合同選考会の開催、専任職員による一対一の相談・助言、求人開拓、職業紹介、就職後の職場定着指導等、常用雇用化のための一貫した支援を実施。



ハローワークに設置されたフリーター向けの窓口での相談風景

※ 各種事業の実績について一定の重複調整を行った数値。

フリーター20万人常用雇用化プラン（17年5月～18年4月）は、23.2万人の常用雇用を実現
（うちハローワークによる就職者数 18.3万人（79%））

1 フリーター25万人常用雇用化プランの推進

218億円

年長フリーターの常用就職支援

40億円

◎ 年長フリーターに対する「再チャレンジ機会拡大プラン」の実施〈新規〉

・ ジョブクラブ方式による常用就職の支援

的確な求職活動を行えない年長フリーターに対し、民間のノウハウを活用し、これらの者が相互に交流する場を設け、適職の探索や就職活動方法の習得等を行い、主体的に就職活動が展開できるように支援する「ジョブクラブ（就職クラブ）」方式の取組を実施する。（年長フリーターの多い大都市部9か所実施）

・ 就職が困難な年長フリーターを正社員として雇用する企業に対する支援措置等の実施

- ◆ 就職が困難な年長フリーターについてトライアル雇用後に常用雇用に移行した事業主に対して、「若年者雇用促進特別奨励金」を支給（1人当たり30万円（又は20万円）を支給）
- ◆ フリーター等就職困難者が就労しやすいように就業規則等を変更し、トライアル雇用から常用雇用への受入れを行った事業主（※）に対して、「雇用支援制度導入奨励金」を支給（制度導入1回につき30万円を支給）（※地域労使支援機構によるトライアル雇用求人の開拓、助言・指導のための支援を実施）

◎ 年長フリーター自立能力開発システムの整備〈新規〉

年長フリーターの職業能力を判断するために企業実習を先行させる職業訓練システムの創設や、業界の求める採用条件に適應するための職業訓練コースを開発・実施する「年長フリーター自立能力開発システム」を整備する。

就職意識の度合に対応した効果的な就職支援

45億円

- ヤングワークプラザにおける就職支援の推進
- ハローワークによるフリーター常用就職支援事業
- ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施

実践的な能力開発の実施

133億円

- トライアル雇用
- 日本版デュアルシステム

2 フリーター・ニートをはじめとする若者の自立支援

地域若者サポートステーションの拡充強化

9.6億円

- ◎ ニート等をはじめとした若者に対する地域の支援拠点としての地域若者サポートステーションについて、メンタル面でのサポートが必要な若者に対してきめ細かい相談を行うため、専門支援体制の強化を図るとともに、箇所数を拡充する。
(実施箇所25か所→50か所)

「若者自立塾」事業の推進

10億円

- 合宿形式による集団生活の中で、生活訓練、労働体験等を通じて、若者に働く自信と意欲を付与する「若者自立塾」事業を推進する。
(実施箇所25か所→30か所)

若者の自立支援に功績のある団体等に対する厚生労働大臣の表彰〈新規〉23百万円

- ◎ 若者が自立・チャレンジする機運を社会全体として高めるため、職業的自立の実現に顕著な功績が認められる企業、個人、団体に対し、厚生労働大臣表彰を行うとともに、表彰者等が意見交換を行うフォーラムを開催する。

3 学生から職業人への円滑な移行の実現等

高校生向け就職ガイダンスの実施

4.9億円

- ◎ 職業への理解促進、就職活動の仕方などに関する講習を行う「就職ガイダンス」について、常用就職者とフリーターとの賃金や生活面での格差の実態等フリーター化の防止に資する内容を盛り込むなどの内容の再編を図るとともに、就職希望者が多い学校の希望者にガイダンスが実施できるよう支援する。

4 現場の戦力となる若者の育成

「実践型人材養成システム」の普及促進<新規>

3. 7億円

- ◎ 中小企業及び新規高卒者等に対し「実践型人材養成システム」（実習併用職業訓練）を普及・定着させるため、地域の事業主団体による先導的なモデル事業を実施し、その成果を全国に普及させるとともに、同システムに取り組む認定職業訓練施設や事業主等に対する支援措置を創設する。

5 複線型の応募機会の拡大に向けた取組の推進

5億円

- ◎ 複線型採用の導入や採用年齢の引上げについての好事例の提供、経営トップへの働きかけ、法的整備等の取組を行うとともに、学生職業センター等における求人企業への働きかけにより、若者の応募機会の拡大を進める。

◎=新規・拡充施策 ○継続施策

「成長力底上げ戦略」①

1. 人材能力戦略

◎ “能力発揮社会”の実現

— “誰でもどこでも職業能力形成に参加でき、自らの能力を発揮できる社会(能力発揮社会)”の実現を目指す。

(1) 「職業能力形成システム」(通称:「ジョブ・カード制度」)の構築

① 「職業能力形成プログラム」による実践的な職業訓練機会の提供

② 「ジョブ・カード」の交付

※ 「ジョブ・カード」には、訓練状況や実績評価認定結果のほか、「実践型教育プログラム(後述)」の履修証明等を記載。求職活動やステップアップに活用。

③ プログラム参加者や参加企業等に対する経済的支援

④ 訓練参加の相談・準備から就労までの「キャリア・コンサルティング」の実施

(2) 大学・専門学校等を活用した「実践型教育システム」の構築

① 大学・専門学校等における「実践型教育プログラム」の提供

② 履修証明書の交付(「ジョブ・カード」に記載)

(3) 官民共同推進組織の設置

◆19年度 — 官民からなる「構想委員会」の設置と「先行プロジェクト」の実施

◆20・21年度(本格実施) — 官民からなる「推進協議会」の設置と本格実施(準備が整った業種・企業・大学等から実施)

◆22年度以降 — 実施状況を検証しながら、対象業種・企業・大学等を拡充

「成長力底上げ戦略」②

2. 戦略の推進体制

◎ 官民一体となった推進体制

－ 「成長力底上げ戦略」の推進のため、官民一体となった推進体制を国・地方で構築する。

(1) 戦略推進体制の整備

- ① 「成長力底上げ戦略推進円卓会議(仮称)」の設置
 - ・ 官民からなる「円卓会議」を国・地方レベルで設置する。
- ② 政府部内の推進体制
 - ・ 「成長力底上げ戦略」を推進するための体制づくり

(2) 戦略の進め方

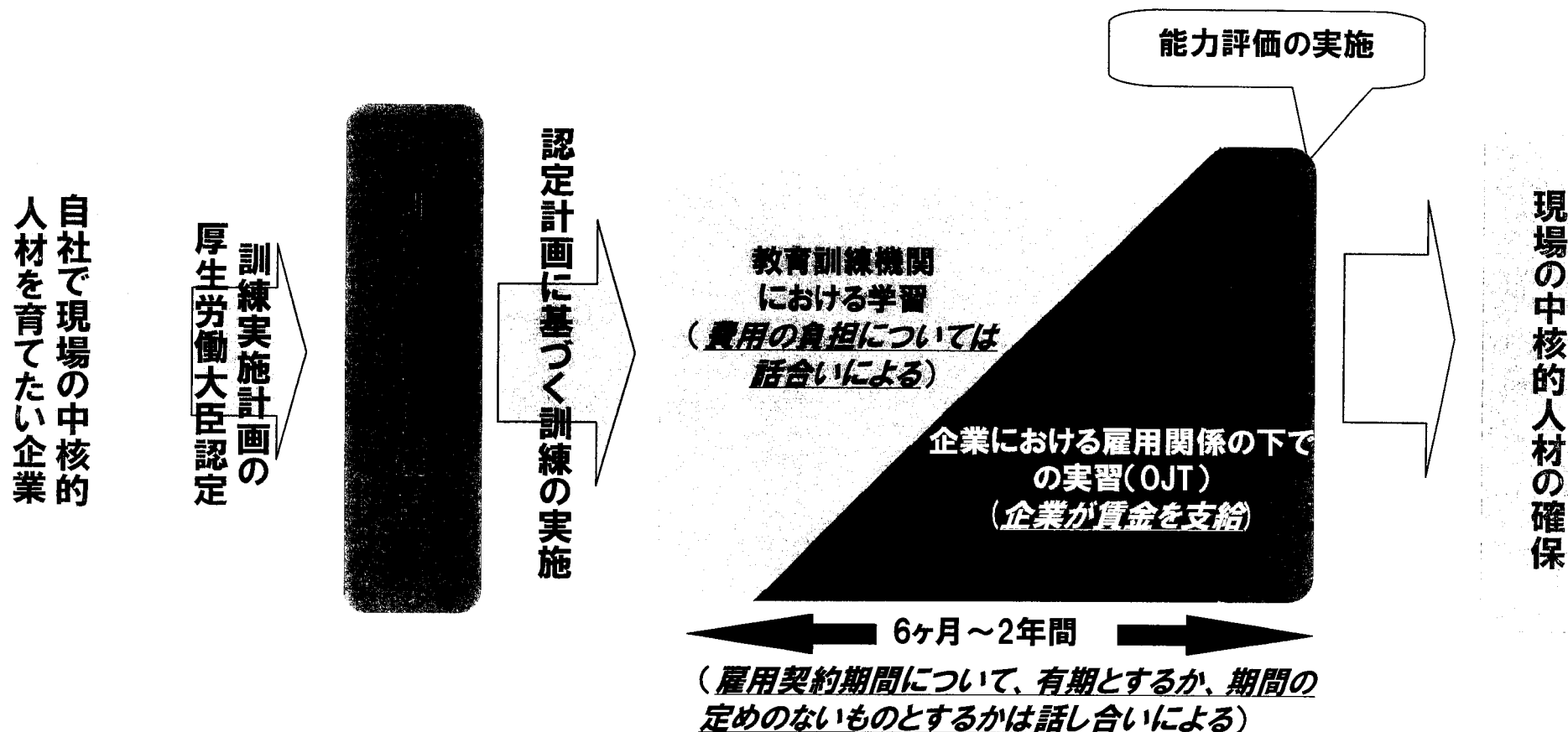
- ① 推進スケジュール

「成長力底上げ戦略」は、原則として3年間に集中的な取組を行うものとする。

 - ◆19年度　　－ 本格実施の準備、各施策を有効に組み合わせた先行的取組
 - ◆20・21年度　－ 本格実施
 - ◆22年度以降　－ 実施状況を検証しながら施策を展開
- ② 政策の一体運用
 - ・ 官邸主導による雇用政策、社会保障政策、産業政策、文教政策の一体運用

実践型人材養成システム(実習併用職業訓練)について

- 「実践型人材養成システム」は、企業が主体となって、教育訓練機関(①公共職業能力開発施設、②認定職業訓練校、③専修学校・各種学校等)における学習と、企業における雇用関係の下での実習(OJT)とを組み合わせることにより、若者を現場の中核となる人材として養成する制度。
- 企業は、訓練計画を作成し、厚生労働大臣の認定を受けることが可能。認定を受けた企業は、その旨を募集広告等に表示することが可能。人材の募集については、ハローワークも支援。
- OJT訓練の実施に当たって、企業は、面接の上、訓練生を選考し、雇用契約を締結。
- 訓練修了時には、訓練生に対する職業能力評価を実施。有期雇用契約のケースでは、雇用契約を締結した際に取り決めた訓練修了後の取扱いにより、訓練生の採否が決定される。



日本版デュアルシステムの推進

文部科学省

- 専修学校における先導的モデルカリキュラムの開発
- 専門高校等において導入のためのモデル事業を実施

厚生労働省

- 公共職業訓練を活用したデュアルシステムの実施
- 専修学校等民間教育訓練機関におけるデュアルシステムの普及

高校
在校生

高卒未
就職者

無業者

フリーター

日本版デュアルシステム



○短期訓練(標準5ヶ月間)については、平成17年度において、約26,500人が受講。

なお、平成17年度内に終了したコース受講者の3ヶ月後の就職率71.8%。

○平成17年度に開始した長期訓練(1年~2年間)については、28都道府県、47施設、17コースが実施。で実施。